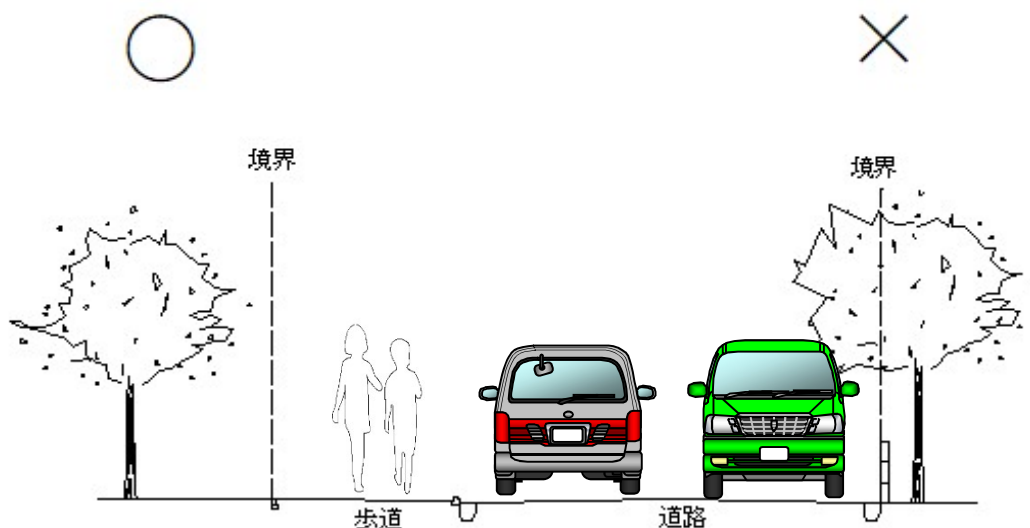


道路上に張り出している樹木及び道路沿いの草等の適正管理について（お願い）

近年、市民及び自治会等からの草刈り及び道路沿いの樹木枝の張り出し部分の剪定依頼(苦情)が多く寄せられております。現状は私有地からの樹木の枝や草等が多く、私有地の樹木の枝、草等が車道や歩道に張り出していると、自動車、自転車や歩行者等の通行の妨げになり支障をきたすだけでなく、事故が発生する恐れがありますので、道路沿いの私有地（樹木等）所有者の皆様には、適正な管理をしていただきますよう、よろしく申し上げます。

参考図



※ご注意

・私有地からの張り出している草、樹木等は、土地所有者の方に所有権があるため、市で剪定、伐採や除草ができません。（民法第233条）

※**災害など緊急性がある場合**は、私有地からの草木であっても、道路管理者が予告なく剪定撤去する場合があります。

・樹木等の越境が原因で事故が発生した場合は、所有者の方が責任を問われることがあります。（民法第717条、道路法第43条）

参考

◎民法

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

第233条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵(かし)があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵(かし)がある場合について準用する。

3 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

◎道路法

(道路に関する禁止行為)

第43条 何人も道路に関し、下記に掲げる行為をしてはならない。

1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞(おそれ)のある行為をすること。